

第11期 射水市分別収集計画

令和7年9月10日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、新たな廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市の最終処分場は令和10年に埋立満了時期を控えているため現処分場の堰堤嵩上げによる拡張を計画している状況にある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサ

イクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減及び資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が進められるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物等の発生抑制からはじめるごみ減量の推進
- ・容器包装及び製品プラスチックの多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用
- ・関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラス

チックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	4,825 t	4,800 t	4,772 t	4,680 t	4,463 t
製品プラスチック	80 t	80 t	79 t	78 t	77 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

- ・環境教育、啓発活動の充実

市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催をはじめ、市HPや公式LINE、

ケーブルテレビを活用し、ごみ処理の現状や分別動画などを積極的に周知・啓発する。

また市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫及びごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

マイボトル運動の促進等の不必要的ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集中に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、射水市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集中に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集中に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空き缶
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の容器	・無色のガラス製容器 無色透明のびん ・茶色のガラス製容器 茶色のびん ・その他の色のガラス製容器 その他のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装（飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック資源 (プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む。)、 製品プラスチック)
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包

装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチ

ックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

単位: t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	10	10	10	10	9
アルミ製容器	23	23	22	22	22
無色の ガラス製容器	(合計) 88 (引渡量) 88 0	(合計) 87 (引渡量) 87 0	(合計) 86 (引渡量) 86 0	(合計) 85 (引渡量) 85 0	(合計) 84 (引渡量) 84 0
茶色の ガラス製容器	(合計) 99 (引渡量) 99 0	(合計) 99 (引渡量) 99 0	(合計) 98 (引渡量) 98 0	(合計) 96 (引渡量) 96 0	(合計) 95 (引渡量) 95 0
その他の色の ガラス製容器	(合計) 38 (引渡量) 38 0	(合計) 38 (引渡量) 38 0	(合計) 37 (引渡量) 37 0	(合計) 37 (引渡量) 37 0	(合計) 37 (引渡量) 37 0
飲料用紙製容器	4	4	4	4	4
段ボール	417	413	409	404	400
その他の 紙製容器包装	(合計) 128 (引渡量) 100 28	(合計) 127 (引渡量) 100 27	(合計) 126 (引渡量) 100 26	(合計) 124 (引渡量) 100 24	(合計) 123 (引渡量) 100 23
ペットボトル	(合計) 81 (引渡量) 0 81	(合計) 80 (引渡量) 0 80	(合計) 80 (引渡量) 0 80	(合計) 79 (引渡量) 0 79	(合計) 78 (引渡量) 0 78
その他の プラスチック容器包装	(合計) 355 (引渡量) 0 355	(合計) 355 (引渡量) 0 355	(合計) 351 (引渡量) 0 351	(合計) 347 (引渡量) 0 347	(合計) 343 (引渡量) 0 343
うち 白色トレイ	(合計) 0 (引渡量) 0 0	(合計) 0 (引渡量) 0 0	(合計) 0 (引渡量) 0 0	(合計) 0 (引渡量) 0 0	(合計) 0 (引渡量) 0 0
製品プラスチック	(合計) 79 (引渡量) 0 79	(合計) 79 (引渡量) 0 79	(合計) 79 (引渡量) 0 79	(合計) 78 (引渡量) 0 78	(合計) 77 (引渡量) 0 77

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、過去5年間人口実績と射水市人口ビジョン令和12年度人口推計値より算定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
88,442人 (対前年度比) 99.2%	87,625人 (対前年度比) 99.1%	86,746人 (対前年度比) 99.0%	85,805人 (対前年度比) 98.9%	84,801人 (対前年度比) 98.8%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

プラスチック製容器包装は、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックと混合収集を行う。またペットボトルは事業者との協定に基づき水平リサイクルを行うため独自処理を行う。なお、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器及び段ボールは、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見及び要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者及び行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
 - ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、報奨金を交付し支援を行う。
 - ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
 - ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。